

サッカーボール等の検定制度ガイドライン**第1条〔本ガイドラインの目的〕**

本ガイドラインは、競技の公正及び競技者が安全・安心してプレーをすることを目的として、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）基本規程 第183条に基づき、サッカーボール等の検定に関する事項について定める（以下、「本ガイドライン」という。）

第2条〔検定の対象〕

検定の対象となるサッカーボール等は、サッカー、フットサル、ビーチサッカーの3種類のボールとする。

第3条〔検定球〕

本協会の加盟登録団体が参加する国内競技会においては、本ガイドラインに定める検定に合格したサッカーボール等（以下「検定球」という。）を使用しなければならない。なお、国際競技会においては、検定球を使用する義務はないものとする。

第4条〔検定の義務〕

1. サッカーボール等の製造メーカーは、第1条の目的を理解し、本ガイドラインに定めるところに従い、自らが製造するサッカーボール等について検定を受けなければならない。尚、検定に合格したサッカーボール等には、本協会より本協会所定の「検定マーク」が付与される。
2. 検定は、サッカーボール等の1球種ごとに受けなければならない。ここにいう1球種とは、ボールサイズ・製造方法・外皮の素材・チューブの材質・外皮の使用枚数が同一のボールを意味するものとする。

第5条〔検定の免除〕

FIFA APPROVED/FIFA INSPECTED（以下「FIFA 承認」という。）を受けているボールについては、第6条以下の検定が免除される。ただし、FIFA 承認を受けているボールであっても、本協会の加盟登録団体が参加する国内競技会で使用する場合には、FIFA 承認と検定マークを併記しなければならない。

第6条〔検定の項目〕

本協会が実施する検定の項目は、次の通りとする。

①サッカーボール等の規格

- (1) サッカー競技規則に定める規格に合致していること。
- (2) 競技に使用して著しく変形しないものであること。
- (3) 以下の規格に合致していること。但し、製造方法がミシン縫いのものは対象外とする。

サイズ	サッカー			フットサル		ビーチサッカー
	5号球	5号軽量球	4号球	4号球	3号球	5号球
重量	410-450g	340-410g 未満	350-390g	400-440g	350-390g	400-440g
外周	68.0-70.0cm	68.0-70.0cm	63.5-66.0cm	62.0-64.0cm	58.0-60.0cm	68.0-70.0cm
球形度/丸さ	22.0cm	22.0cm	20.5cm	20.5cm	19.0cm	22.0cm
空気圧の損失	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下

注1) フットサルは、2mの高さから落下させたときに、最初のバウンドが50cm以上、65cm以下の範囲ではね返ること。

注2) ビーチサッカーは、摩損や形かたくずれに耐久性があり、防水加工したものであること。

②チームによるテスト

JFA 選定チームによるテストボール 15球を用いたテストを実施する。

第7条〔検定の申請〕

1. 検定を申請する者(以下、「検定申請者」という)は、本協会に対し、次の申請書類を提出するものとする。
 - ①必要事項を全て記載した申請書(表1)
 - ②登記簿謄本(写し)及び会社概要(新規検定の場合)
2. 検定申請者は、本協会に対し、テストボール 15 球及び見本ボール 1 球の合計 16 球を提出するものとする。
3. **検定の可否は施設委員会にて判断するものとする。**
4. 本協会は、検定申請者に対し、検定結果通知を書面により通知するものとする。

第8条〔検定の申請手数料〕

検定申請者は、申請に際し本協会に対し申請手数料として、1 球種につき、700,000 円(税別)の検定料を支払うものとする。

第9条〔検定の有効期間〕

検定の合格の有効期間は無期限とするが、第10条の契約書の締結後の有効期限から12カ月後に更新されない場合、検定は失効するものとする。

第10条〔検定合格後の措置〕

1. 検定に合格した場合、検定球の製造メーカーは、本協会に対し、本協会が要求する検定球に関する製品情報を提供しなければならない。
2. 検定球の製造メーカーは、検定球を製品番号により管理するものとし、本協会が要求する検定球の製造・販売に関する情報を提供しなければならない。
3. 検定球の製造メーカーは、本協会との間で、検定球1球種ごとに、検定マークの使用に関する契約書を別途締結するものとする。FIFA 承認を受けているボールについても同様とする。
4. 検定マークの使用料は、1 球種あたり1年間 150,000 円(税別)とし、年度途中で検定に合格した検定球については月割り計算により使用料を算出するものとする。
5. 検定球の製造メーカーは、本協会と締結した第3項の契約書の定めに従い、当該年度内の出荷個数を本協会に報告をし、本協会は1球に対して30円を乗じた金額をロイヤルティとして請求するものとする。

第11条〔検定合格メーカーの表示〕

本協会は、検定球を使用する大会プログラムに、当該年度に検定に合格した製造メーカーを表示するものとする。

第12条〔免責〕

本協会は、検定球について、安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証をするものではない。

第13条〔違反の効果〕

本協会は、製造メーカーが本ガイドラインに違反した場合には、指導勧告、警告、公表処置、検定剥奪等の処分をすることができる。

第14条〔改正〕

本ガイドラインの改正は、施設委員会にて決定し、理事会への報告を経てこれを行う。

第15条〔施行〕

本ガイドラインは、2013年4月1日から施行する。

(表1)

JFA 検定球 新規/変更/追加 申請書

※申請者は、新規/変更/追加のいずれかに をしてください。

新規：新規で検定制度を利用する場合/変更：品名が変更となる場合/追加：品番に追加がある場合

※申請者は、 をすべて記入の上、提出すること。

申請社名	(ふりがな)		
	印		
連絡先	〒		
	(TEL)		(FAX)
	ご担当者	(所属)	(氏名)

申請日	年 月 日		
品 名/ブランド名			
ボールサイズ	以下の該当するものに○をしてください。 ・ サッカーボール 5号球 ・ 4号球 ・ フットサル 4号球 ・ 3号球 ・ ビーチサッカー		
製造方法		外皮の使用枚数	
外皮の素材		チューブの材質	
FIFA 承認	有 ・ 無		

製品写真・デザインを添付してください。

同球種でカラー違い、デザイン違いにより品番が異なる製品がある場合は、以下に品番を全て記載してください。

管理番号	品番	品名 / ブランド名	対象に○をしてください
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加
			新規 ・ 変更 ・ 追加